

日程第8．議案第8号 南風原町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第8．議案第8号 南風原町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第8号 南風原町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例 南風原町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、児童福祉法の一部改正及び難病の患者に対する医療等に関する法律の施行により、条例の一部を改正する必要があるので提案をいたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 議案第8号 南風原町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例ですが、このほうも一部改正ですが大幅に改正していますので資料で説明していきたいと思います。議案第8号の資料①、②、③、④まで付いていると思います。まず①の概要を説明して、その途中で他の資料も説明していきたいと思います。第2条第1号は、県の要綱にならって明文化しております。現行と改正後は、どちらも同様の内容となっております。現行の条例と県の条例の文言の使い方がちょっと違っていましたので、県の示した条文をそのまま使って、内容的には全く同じということでございます。そして、第2条第4号、イとエはこれまで国が指定する病気を持つ患者に対して、国と地方公共団体（県）によって医療費の助成が行われてきましたが、難病については法律に基づく制度として確立されておらず、子どもの慢性疾患についても医療費助成について安定的な財源の仕組みとなっております。児童福祉法の一部を改正する法律、そして難病の患者に対する医療費等に関する法律が平成27年1月1日より施行されることにより指定難病や小児慢性特定疾病の患者さんへの医療費助成に要する費用の2分の1を国が負担します。その法律が定められました。また、医療費助成対象となる難病については、従来の56疾病から指定難病として約300疾病、小児慢性特定疾病は従来の514疾病から704疾病に拡大されました。そのため、本町の条例も変更することとなりました。この難病と小児慢性特定疾病を、次の資料②で説明したいと思います。※で示しました難病の患者の医療費に関する法律と児童福祉の一部改正する法律いずれも、平成26年5月30日公布で平成27年1月1日から施行するというので、本年の1月からはこれが施行されております。資料③の難病とはどういうものかということですが、発病の機構が明らかでない。要するに、原因不明ということ。治療方法が確立していない。長期の治療を要する。患者数が日本国内で一定の人数に達しないなどが難病の概念となっております。そして④で小児慢性特定疾

病とはどういうことかということで、慢性に経過する疾患であること。生命を長期間脅かす疾病であること。病状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること。長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であることというであります。これは国・県が2分の1を出して、県が医療費を給付する事業です。まず難病については、もちろん所得階層で0から一番高い人でも3万円までの自己負担です。この自己負担分を町のこども医療で助成しますということであります。これが拡大されるわけですから、町のこども医療費は減るのかという考え方です。そして小児慢性については、最高が1万5,000円。それ以上はこの医療費助成で支払いがあるということです。今回の改正は、本来この2つなのです。ところが、2条以降、他の市町村や県の要綱等を確認して南風原町も明文化したいということになっています。では資料①ですが、第2条の第6号は、県の要綱にならって詳しく明文化（追加）しておりますということです。次、第3条第1項は、現行では本町に住所を有する子どものうち生活保護を受けている子どものみは除いており、各号において該当するものをあげていますが、実際は生活保護者以外にも適用除外者がいるため、改正後は該当する者の内容を第1項で整理し、第2項の第1号から第4号において、対象から除くものを明文化（追加）することにより分かりやすくしました。そして第10条、支払いの調整をすることができる旨を他市町村の条例にならって明文化（追加）してございます。第11条は、資料の提出を求めることができる旨を他の市町村の条例にならって明文化（追加）しています。ここは実際やっていることですが、条例の文章になかったものですから追加したということとございます。そして第12条、損害賠償と調整とこのことで交通事故などの第三者行為は支給することができない旨を他の市町村にならってこれも明文化（追加）してございます。以上で、改正後の条例は、児童福祉法の一部を改正する法律と難病の患者に対する医療費等に関する法律により平成27年1月1日以降の診療分に係る医療費から適用し、同日の前日までの診療分については、従前の例によります。そして、この条例は、公布の日から施行するといううたい方になっております。以上、ご説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第8号 南風原町こども医療費助成条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。